（協議事項）

| 京都市高齢者施策推進協議会 | |
|---|---|
| 第１回(R4.6.29) | 資料４ |

# 総合事業における訪問型サービスＤ（移動支援）について

## １　サービス開始の背景・理由

### （１）背景

全国的に少子高齢化が進む中，健康寿命の延伸に向けた介護予防の取組においては，従来の機能回復訓練から社会参加にもつながる「地域の通いの場」等の活用へと変化しており，併せて，利用するための送迎等の環境整備が課題となっています。

国においては，平成２７年度の総合事業開始時にガイドラインを整備し，市町村が「地域の通いの場」等への送迎を介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの１つ（訪問型サービスＤ）として，実施できるよう定めています。

### （２）第８期京都市民長寿すこやかプランにおける位置付け

本市においては，第８期京都市民長寿すこやかプラン（令和３年度～令和５年度）において，「介護予防活動の場への外出支援サービス」を新たに実施する事業として位置付け，計画期間中に開始することとしています。

### （３）実施予定の訪問型サービスＤの内容

国のガイドラインでは想定されていないものの，他都市で実施事例のある「買物支援」（スーパー等への立寄り）等も組み合わせて提供することを構想しており，これにより，「地域の通いの場」等へ出かけにくかった高齢者を「地域の通いの場」等まで送迎し，送迎途上でスーパーマーケット等に立ち寄ることで，閉じこもりや心身機能の低下等の予防を図ります。

＜イメージ＞

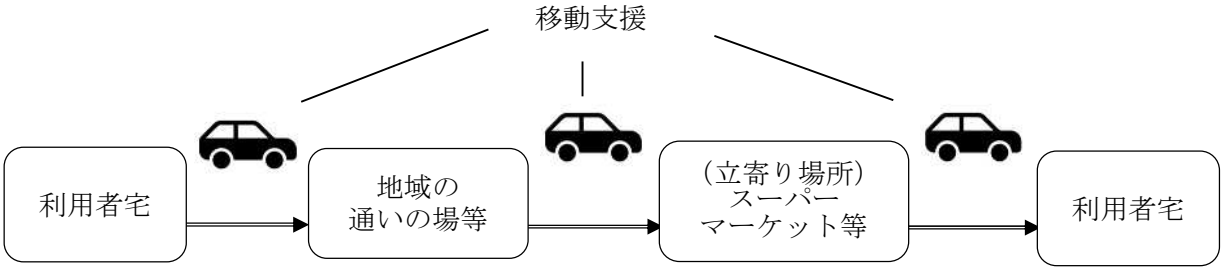


※　立寄り場所は，介護予防ケアマネジメントにより利用者の自立に資すると位置付けられた場所が対象

## ２　今後のスケジュール

| | |
|---|---|
| Ｒ４．７～８月頃 | 事業実施にかかる要綱策定，事業者の募集 |
| Ｒ４．１１月頃 | 事業概要について，第２回京都市高齢者施策推進協議会にて報告 |
| Ｒ４．１２月 | モデル事業開始<br>事業の評価（需要の有無，課題抽出等）を行い，令和６年度以降の本格実施を目指す。 |

別紙

# 訪問型サービスＤについて

介護保険制度の改正により，地域の支え合い体制づくりを推進し，要支援者等に対する効率的かつ効果的な支援等を行えるよう，従前の介護予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）や介護予防事業を再編し，市町村の裁量で，地域の実情に応じて，住民等の多様な主体が参画し，多様なサービスを提供できるような仕組み（介護予防・日常生活支援総合事業）とされた。

※　本市では，平成２９年４月から実施している。

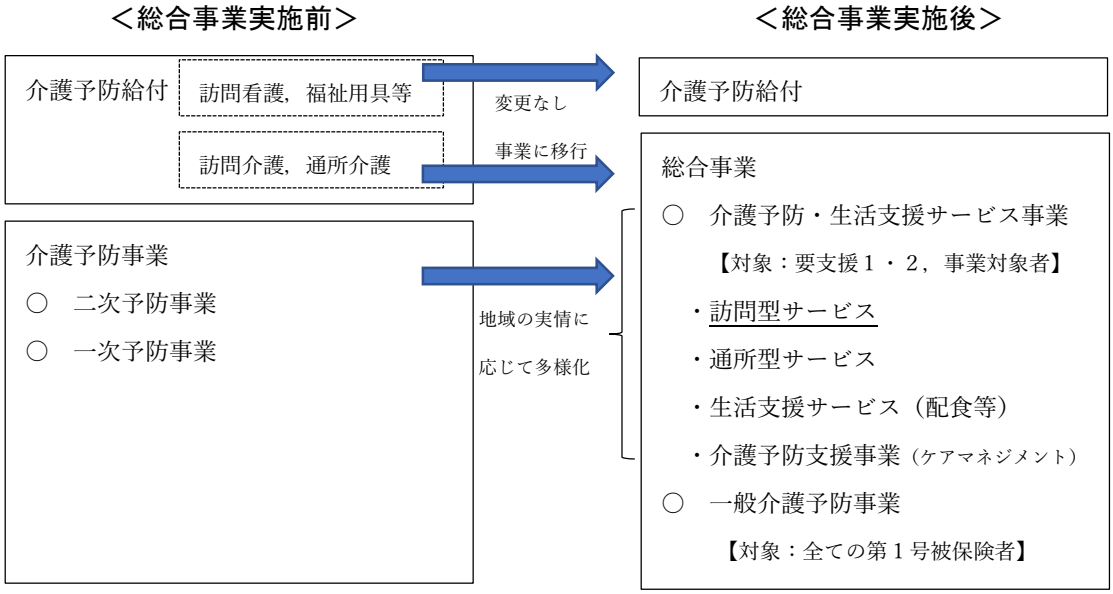


**訪問型サービスの類型**

| | 従前相当サービス | サービスＡ | サービスＢ | サービスＣ | サービスＤ |
|---|---|---|---|---|---|
| **趣旨** | 総合事業開始前と同じ基準によるサービス | 緩和した基準によるサービス | 住民主体による支援 | 短期集中予防サービス | 移動支援 |
| **サービス内容** | 訪問介護員による身体介護，生活援助 | 生活援助等 | 自主活動として行う生活援助等 | 保健師等による居宅での相談指導等 | 移送前後の生活支援，介護予防・生活支援サービスと一体的に行う移動支援 |
| **対象者とサービス提供の考え方** | ・既にサービスを利用中であり，利用の継続が必要な場合<br>・訪問介護員によるサービスが必要な場合 | 状態等を踏まえながら，住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を推進 | | 体力やＡＤＬ等の改善に向けた支援が必要なケース | 訪問型サービスＢに準じる |
| **基準** | 従前の介護予防給付の基準を基本とした基準 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 | 内容に応じた独自の基準 | |
| **本市** | 介護型<br>ﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ(HS) | 生活支援型 HS<br>支え合い型 HS | ― | ― | ― |